

第十六回国会 衆議院 農林委員會 會議録 第八号

昭和二十八年六月二十四日(水曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 井出 太郎君

理事 網島 正興君 理事 平野 三郎君

理事 金子與重郎君 理事 足鹿 覺君

理事 安藤 覺君 小枝 一雄君

佐々木盛雄君 佐藤善一郎君

佐藤洋之助君 松岡 俊三君

松野 頼三君 松山 義雄君

加藤 高藏君 吉川 久衛君

芳賀 貢君 古屋 貞雄君

山本 幸一君 稻富 稜人君

川俣 清吉君 久保田 豊君

出席國務大臣 農林大臣 保利 茂君

出席府委員 農林政務次官 篠田 弘作君

農林事務官(農林省) 渡部 伍良君

農林事務官(農林省) 小倉 武一君

農林事務官(農林省) 平川 守君

農林事務官(農林省) 堀見友之助君

農林事務官(農林省) 大坪 康市君

農林事務官(農林省) 寺内 祥一君

農林事務官(農林省) 前谷 重夫君

農林事務官(農林省) 柴田 榮君

農林事務官(農林省) 林野庁長官 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

農林事務官(農林省) 岩間 理平君

市町村農業委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第六一七号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七三三号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七四四号)

同月二十三日

昭和二十八年四月及び五月における凍害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第八七七号)

同月二十三日

農業漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八八号)

同月二十日

笠之原に畑地かんがい用高限ダム設置の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇五号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第六一七号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七三三号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七四四号)

同月二十三日

昭和二十八年四月及び五月における凍害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第八七七号)

同月二十三日

農業漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八八号)

同月二十日

笠之原に畑地かんがい用高限ダム設置の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇五号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第六一七号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七三三号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七四四号)

同月二十三日

昭和二十八年四月及び五月における凍害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第八七七号)

同月二十三日

農業漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八八号)

同月二十日

笠之原に畑地かんがい用高限ダム設置の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇五号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第六一七号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七三三号)

同月二十二日

農林委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に関する法律案(内閣提出第七四四号)

同月二十三日

昭和二十八年四月及び五月における凍害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第八七七号)

同月二十三日

農業漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八八号)

同月二十日

笠之原に畑地かんがい用高限ダム設置の請願(永田良吉君紹介)(第一二〇五号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

同月二十三日

凍害対策費増額等の請願(秋元たけ子君紹介)(第一四三七七号)

同月二十三日

雄山山ろく開拓道路開設の請願(河原田孝吉君紹介)(第一四四四号)

(市町村農林委員会の委員の任期)

第一条 この法律の施行の際現に市町村農林委員会の委員である者及びこの法律の施行の後に新たに市町村農林委員会の委員となつた者であつて、その任期が農林委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第十五条の規定により昭和二十九年一月十八日まで満了するものの任期は、同条の規定にかかわらず、昭和二十九年一月十九日までとする。

(都道府県農林委員会の委員の任期)

第二条 この法律の施行の際現に都道府県農林委員会の委員である者及びこの法律の施行の後に新たに都道府県農林委員会の委員となつた者であつて、その任期が農林委員会法第三十四条において準用する同法第十五条の規定により昭和二十九年二月十九日まで満了するものの任期は同条の規定にかかわらず、昭和二十九年二月二十日までとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年

四月から五月までの間における凍霜害によつて損失を受けた農業者(養蚕業者を含む。)に対する資金の融通を円滑にする措置を講じてその経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農家」とは、養蚕業者又は茶その他の政令で定める農作物を栽培している農業者であつて、昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害(以下「凍霜害」という。)による。農又は当該農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長(特別区のある地にあつては特別区の区長、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合管理。次項において同じ。)の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が、被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限二年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年九月三十日まで貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。
一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた営農資金(農業協同組

合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。)につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた営農資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

九 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まないこと。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」という。)は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要として費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

三 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、二十億圓を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの

経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の十五に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二

項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(農林漁業金融公庫の行う業務の特例)

第七條 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条に掲げる業務の外、政令の定めるところにより、被害農家、農業協同組合又は農業協同組合連合会に対し、凍霜害を受けた桑、茶その他政令で定める農作物の樹勢回復のため昭和二十八年において施用する肥料の購入に必要な資金、昭和二十八年産夏秋蚕を増産するために要する蚕種の購入に必要な資金及び凍霜害を受けた茶葉の代作用種子の購入に必要な資金の貸付をすることができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「百億円」を「百八十億九千三百万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四條の改正規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年年度において出資するものとする。

○保利國務大臣 たいま本委員会に附託されました市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の委員の任期は、それぞれ七月十九日及び八月二十日に満了いたしますので、法律上任期満了前三十日以内の選挙を行わなければならないが、本委員会において御審議をお願いいたしました農業委員会法の一部を改正する法律案に基づき、農業委員会制度の改正に関する方策が決定を見ますので、とりあえず市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の委員の任期をそれぞれ六箇月延長したいと存じます。

以上の理由によりまして、本法律案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願いいたします次第であります。

次にたまたま提案になりました昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する営農資金の融通に関する特別措置法の提案の理由を御説明いたします。

今度の四月から五月の間における凍霜害はその規模をみて大であり、被害をこうむつた農家の損失もまたきわめて大きいものがありますことは各位の御承知の通りであります。政府はこの事態に対処して、さきに被害農家の購入する肥料、蚕種等の代金の一部

を助成いたし、あるいは被害農家に対する技術指導費の一部を助成する等の措置を講じたのでありますが、さらに被害農家が今後その農業経営を維持するの必要とする営農資金が円滑にかつ低利で融通せられるための措置を講じ、もつて被害農家の経営の安定をはかる目的をもつて此の法案を提案いたしましたのであります。

次に本法案の内容の概略を御説明申し上げます。まず第一は農林中央金庫、都道府県信連、農業協同組合その他の金融機関が被害農家に対して営農資金を融通する場合に、その金融機関に対して都道府県、市町村等が利子補給及び損失補償を行う経費の一部を国庫から助成する措置であります。すなわち今次の凍霜害により平年作に比し三割以上の被害をこうむつた農家に対し、金融機関が期限二箇年以内、年利六分五厘以内の金利で営農資金を貸し付け、その金融機関に対して都道府県または市町村が年五分以内の利子補給及び融通額に対し三割以内の損失補償を行つた場合に、国が融資総額二十億円の範囲内において、当該利子補給金または損失補償額の二分の一を都道府県に対して補助しようとするものであります。

第二点は農林漁業金融公庫の行う肥料、蚕種等の購入資金の低利融資であります。被害農家に対する桑、茶、果樹の樹勢回復用肥料、晩秋秋蚕増産用の蚕種及び代作用蔬菜種子の購入資金についてはその三分の一を国が補助し、三分の一を都道府県等の補助に期待しているものでありますが、残りの部分につきましても低利資金を融通するためその半額を農林漁業金融公庫が融

資し、残り半額を農林中金等の金融機関から融資せしめることといたし、そのため農林漁業金融公庫の本来の業務の他に公庫の業務の特例を設けようとするのであります。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

次にたまたま提案されました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

農業、林業、漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通する機関としての農林漁業金融公庫は去る四月一日に発足して以来、ただちに長期資金の貸付を開始し、すでに土地改良事業を初め各業種に対し相当の貸付成績を上げています次第であります。本年度における同公庫の貸付計画としては別に予算案に計上いたしました通り、長期資金として二百四十億円、さらに今次四月五月の間における凍霜害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晩秋秋蚕増産用の蚕種並びに代作用蔬菜種子の購入資金として九千三百万円、総計二百四十億九千三百万円に上つておりますが、この貸付に充てる資金源といたしましては、一般会計よりの出資百八十億九千三百万円、資金運用部よりの借入五十億円、既貸付金の回収十億円と計画しているものであります。このため現行法においては昭和二十八年年度の一般会計よりの出資金百億円となつておりますが、これを改めて、百八十億九千三百万円に増加し、もつて農林漁業の生産力の増強に必要な長期低利資金の融通機関として重要な任務を持つ同公庫の

基礎を堅実にし、将来にわたりその積極的な事業運営に万全を期せしめるとともに、あわせて今次凍害による被害農家に対する低利資金融通の措置にも遺憾無きを期するためこの法案を提出した次第であります。

以上がこの法案を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○井出委員長 以上三件に対する質疑はあつたまわしといたします。

○井出委員長 これより農政の基本施策に関する件について議事を進めます。

本委員会は先般前大臣より今後における農政の基本施策について所信を承り、またその裏づけともなるべき予算措置についても説明を聴取いたしましたので、今回より説明に対する質疑を行う予定でありましたが、にわかに農林大臣の異動が行われたことは先刻御承知の通りであります。仄聞するところによりましますと、今回の農林大臣の更迭は、麦価問題に直接の原因があるやに伺つておりますが、本年産麦価決定の動向は、今後におけるわが国食糧政策の方向と重大なる関連を持つておるものと考えられます。つきましては、この問題につきまして新大臣に対して質疑を行います。質疑は通告順にこれを許します。吉川久爾君。

○吉川(久)委員 前回内田前農林大臣から、今後における農林行政の基本施策について伺つたのであります。が、先ほど私が保利新大臣に伺いますと、いずれでできるだけ早い機会に基本的な施策を申し上げたい、こういう御答弁

でございます。そうすると前大臣の基本的施策は伺いましたけれども、新大臣の基本的施策を伺わないで質疑に入るということは私はできないと思うのであります。そこで私は大臣に伺いますが、先ほどの私に対するお答えに、前大臣が基本的施策を申し上げてあるが、まだ聞いてないから、どういふことがわかるか、同じ党であるから大した相違はない、こういうことでございまして、前大臣の基本的施策とあなた

の基本的御施策とは間違ひがないといふように了解をしてよろしうございしますか。

○保利國務大臣 就任早々でございまして、今ここに前大臣の申された草稿をいただいておりますが、事実読んでおりませんので、これだけ読みましたあとで申し上げさせていただきますと思ひます。

○吉川(久)委員 委員長にお願ひします。新大臣が前大臣の基本施策をこれからお読みになつて、それに対しての御意見をひとつ伺つた上で、この質疑を続けたいと思ひます。さようおとりはからい願ひします。

○保利國務大臣 無責任なことを申し上げるわけにはむろん参りません。ただ、しかしながら前大臣がお述べになりました範囲におきましては、私は全然その所見をひとしゆういたしてあります。ということをお願いいたします。

○吉川(久)委員 そうすると、新大臣は前大臣と同方針であるように私は理解をいたしますが、わずか短時間の間に前大臣の基本的政策を知らんになつて御了解になるなどは、確かにかつて農林省に職を奉ぜられたこともある新大臣らしいところで、まことに敬意を

表します。そこで私は伺いたいでございしますが、私どもの聞くところによりますと、麦価問題で大臣がおかわりになつて、たいへん世の中を騒がしておるのでございします。まづ前大臣と同じ基本施策をお持ちになるとするならば、なぜ更迭しなければならなかつたか、あなたが自由党以外から招かれて大臣に御就任になつたのならば、私はかような疑いを持ちません。しかし、同じ党の高級幹部でないで、誤りのない方にしなければならぬお立場にある方が、その方がやめたあとをすぐに御就任になつて、しかも事務引継ぎも十分に行われていないで、この委員会にお出になるからには、はつきりした御信念を持つてここへおいでになつたと思つたのでございしますが、その辺のいきさつを、ひとつこの委員会を通じて国民の前に明らかにしておいていただきたいと思います。

○保利國務大臣 麦の問題で、麦価の決定を当面急がなければならぬ段階にあるということはおよく承知をいたしております。前大臣がいかにやうな事情でおやめになりましたか、私が伺つておりますのは、昨秋以来の御病気のためにおやめになつたということをお伺つておるわけでございします。麦価の問題につきましましては、去る十六日の米価審議会の答申をいただきました。前大臣の御在任中も検討を続けられておつたやうでございします。就任以来一兩日、その検討を急ぎまして、できるだけすみやかに決定をいたしたいと考えておる次第であります。

○吉川(久)委員 昨年以來の御病氣といふことでございしますが、数日前われわれ農林委員一同前大臣にお招きをいただきました。その席で、今度非常な決意をもつてこの重職を担当することになつたから、諸君ひとつ頼むといふことを、私は折入つて頼まれた一人でございします。そういう私どもの事実から、どうしても大臣のお言葉は、その場ののれのお言葉としか解されません。むしろそういうことは、率直に、はつきりお打明けになつた方が、あなたもお察でございします。国民もその点は承されると思ひます。それからどうかその点は包み隠さずにおつしやつていただいた方が、今後の諸案の審議の上にも非常に好影響を及ぼすのではないかと思ひますので、どうぞ御遠慮なくもう一応……。

○保利國務大臣 お言葉を返すやうでございしますけれども、昨日引継ぎをいたしましたときにも、前大臣はそうおつしやつておりました。麦価問題を解決して行かなかつたことは遺憾だけども、ひとつよろしく頼むというお話だつたのでございします。私はそういうふうにお話を伺つておる。かつまた前大臣の御退任については、そういうこととおやめになつたといふことを、内閣の方からも伺つております。それ以上のごことは私は存じません。

○吉川(久)委員 大臣は、あくまでも御病氣とおつしやいしますが、しかし新大臣が御就任のときに、新聞記者に、私は自由党の政調会の意見を尊重してこの麦価問題に対処するといふやうなことをおつしやつておいでになるのです。そうしてみると、今のお言葉はど

うも裏づけがないように思ひます。そこで私は進めてお伺いをいたしますが、それでは新聞記者諸君におつしやつたように、この麦価問題については前大臣の麦価に対する態度を踏襲されないで、あくまでも政調会の御意見に従われるのかどうかその辺を明らかにしていただきたい。

○保利國務大臣 お答えいたします。前大臣のおやめになる直前において、前大臣とされましても、麦価問題について最終的にお考えがまとまつておられたようには、私は伺つておりません。新聞記者に私が申し上げた点をお取上げてございしますが、それは全体についてのお話でございまして、この大任をお引受けして今後どういふ考えで行くかといふことにつきましては、私の所屬いたしております自由党でも、農政については心配をしております。研究もしておりますから、できるだけこれを尊重して、そうして同時に、自由党以外の方々のお力もいただいて農政の発展に寄与して参りたい、こういうふう

に申し上げたわけでございします。

○吉川(久)委員 農林大臣の基本的な御施策は近いうちに承ることができると思ひますので、私は他の施策についてはあらためて質疑をすることにいたします。本日は麦価問題のみについてやりたいという同僚議員の要望等もございします。私はここで特に伺つておきますが、この麦価問題について、前農林大臣のお考え方をそのまま踏襲なさいますかどうか。

○保利國務大臣 先ほどもお答えいたしておきましたように、前大臣もいまだ麦価問題については検討をせられておりました段階でございしますから、慎重に検討をいたしますというその態度はむろんとりましますけれども、こういうことでおればやつておつたということ

はございせんので、そのことは多少御質問にはするかもしれませんが、行きたいと、かように考えております。

○吉川(久)委員　じゃ、もし前大臣の立てられた、こういうものだという案がございしたら、それを随分さいますか。

○保利國務大臣　私は、新たに任を負いました以上は、私の責任において慎重に検討をして、そうして解決をいたしたいと考えております。

○井出委員　足鹿君。

○足鹿委員　施政一般についてはまた別の機会に伺うことにしまして、ただいま問題になつております本年産麦価の問題について、新農相に二、三伺いたいと思ひます。

ただいまの同僚吉川委員との応酬を聞いておりますと、前大臣との麦価について事務引継ぎの点が問題になつておつたと思ひますが、具体的に言つて、本年産麦価について内田農相から、文書なりあるいは口頭によつて、具体的にどのような引継ぎを受けておられますか、それを正確に承りたいと思ひます。

○保利國務大臣　先ほども申し上げましたように、前農林大臣からは、麦価の問題を解決できずして送ることは遺憾だけれども、よろしく願ふというところでございしました。それだけでござい

ます。

○足鹿委員　たつたそれだけでさうであります、しかし物には経緯がつつていてあるのであります、検討中というものの内容、その内容がでさるまでの経緯というものがあつたわけ

です。それを具体的に申し上げて、新大臣に御答弁を願ひたいと思ひます。去る六月十六日開催されました米価審議会、私も審議会の答申案を政府に提示をいたしましたその際、内田農相は、米価審議会の答申案の実現のために極力努力する、こういうことをはつきり言つておられますし、また十九日の本委員会においても、これは速記録によつて明らかであります、政府の食糧政策の重大な一環を占めるこの麦価の問題についても、同様米価審議会の答申案の実現に努力するということをはつきり確約をしておいでになる。そういう点をも含めて検討中の麦価について、新農林大臣としては問題の解決に當つて行かれるのであります。ただ検討中のまま引継いだというのであります、それは一応表面のことであつて、今私が申し上げました二点についても、公式の場合において速記録に残る言葉で明確に答えておられる。この点はいかがでしようか。

○保利國務大臣　前大臣がどういふお答をしておられますか、今お話の通りであらうと存じます。もとより米価審議会の答申を尊重いたして行かなければなりませんから、私はその趣意からまたいま検討いたしておる次第であります。

○足鹿委員　検討々々とおつしやいます、麦は現に出まわつておるのです。大臣の更迭によつてまた相当空白ができた。しかるにそういう検討というようなことではなくして、本日の新聞紙によれば、政府の大体の考え方というものは一応出ておりますが、政府の考え方については私も知る由もありませんから、具体的にお尋ねを申し

上げますが、そういったしますと、現在の新農相としては買入れ価格についてどういふ検討をなさつておりますか。その買入れ価格に対して農相が具体的に御検討になつておる内容、たとえば米価審議会の答申によれば、買入れ価格については少くとも現行生産者米価における特別加算額相当の加算措置を講ずること、少くともこの問題に關連して内田前農相が御退陣になつたことは、いかようにおつしやいましたも世間が許しません。事実なのであります。その買入れ価格全般についての構想が困難であるならば、とりあえず目下焦眉の急に迫られておる政府の買入れ価格の問題については、どういふ御検討をなさつておりますか。

○保利國務大臣　今御指摘になりました米価審議会の答申の一項について、もとよりその項目を尊重して検討をいたしておるわけでありまして、各案について検討をいたしております。

○足鹿委員　本日の毎日新聞の朝刊に、閣議決定の基礎的な準備はできておるやに報道をしており、すなわち昨日あなたも農林省分室で、松野政調会副会長、平野同会農林部長から、麦価値上げについて自由党政調会の意向につき正式申入れを受け、東畑次官、前谷食糧庁長官を交えて協議した結果、政調会案通り米価審議会に提出した政府原案に比べ、買入れ価格は小麦二%、大麦、裸麦四%引上げ、売渡し価格はすえ置くことを了承したと伝えられておりますが、さういふことを昨日農林省の分室においておやりになつておるのでありますから、これは少くとも新大臣の資格において、自由党の政調会長あるいは農林

部長等と御会談になり、またこれには東畑次官も前谷食糧庁長官も参画しておられる、これは事実でありますか。しからばその内容を検討中などということはおかしいと思ふ。すでに具体的なことになっているではありませんか。それがなせこの委員会において御親切な詳細な御答弁を承ることができないのでしょうか。

○保利國務大臣　その新聞記事で御質問をせられますと、まづたぐもつともございします。もう先ほど来申し上げております通り、むろん松野、平野両氏の御来訪を受けまして、その問題について話し合いをしたことも事実でございます。いろいろ意見も出ております。同時にまた事務當局の意見も聞いております。聞いていただいた検討をいたしてありますけれども、その新聞は少し行き過ぎておるやうな気がしております。

○足鹿委員　行き過ぎておるとか行き過ぎてないとかいふことは、これはあなたの御主観なんです、要するにこの事実はお認めになつた。しからば私が申し上げました買入れ価格について、ほかのことはあまり触れておられぬやうでありますから、この事実をお認めになるならば、小麦二%、大麦、裸麦四%の問題については、少くとも御検討済みだと私も解釈するが、それはまだ検討済みではなく、まだこれよりもさらに引上げる方向へ向つて御努力になるつもりか。それともこれよりもさらに、池田政調会長案なるものの考え通りに小麦においてはすえ置くというやうな点について、政調会の圧力によつてさらに引下げの方向に御検討になつておるのか。御検討の方向は

一体どちらを向いて御検討になつておるのでしょうか。これは国民として聞きたいのです。風水害、凍害等によつて、麦価の問題は普通の年と違つて非常に大きい。いま一つは、最近の米のやみ値が二百二十円を突破してある。これに対して、今後の食糧政策の方向とも關連して、先刻委員長のお言葉の中にもありましたように、少くとも自由党及び政府は、食糧問題については統制の維持を確保するの、自由党の公約通り自由販賣制度への道を歩もうとするのか、少くとも食糧政策の大きな分岐点に立つておる。従つて私もは、この問題をただ麦とのみ解釈しないで、広い食糧政策の一環として、麦、こういう観点からも重視してあるわけでありまして、そういう点についていさ少し具体的に御答弁を願ひたいと思ひます。

○保利國務大臣　ごもつともでございます。すでに麦は出まわり、もしくは出まわりとしておる際でございます。しかも先般来の風水害、凍害等によつて地方では相当重大な打撃を受けております。従つてこの麦価の決定が今日の段階におきましては一日も早く行われなければならぬという状態は、私もよく認識しておりますから、できるだけすみやかに決定をいたす所存でございます。決定をいたしましたら、むろんただちに発表いたします考えでございますから、暫時の御猶予をいただきたいと思います。もとよりこの検討はどういふ検討をしているかといふと、いかにして事情に適した、しかも米価審議会の答申も尊重して、適正な価格をどう決定するかということ、

広汎な面において検討をいたしてあり

ます。

○松岡委員 私は議事進行について申し上げます。ただいままで議場の様子を謹聴いたしておりますが、自然休會中に各委員諸君が各方面に出て被害を調査した結果によつて、これらの被害民を一時も早く安心せしむることが必要であるという上から、委員諸君のそのなされたところが現われて、ただいま大臣がこの改正法案を出してある。これが参議院に行つて一時も早く被害者を安心せしむることが、われわれ委員としてもなすべき当然のことだと思ふのです。大臣が新たにかわれ、麦価の問題あるいは米価の問題の論議も当然必要ではあるけれども、これらの問題よりも先決的に、一時も早く被害民を安心せしむることにすることが、委員としてもなすべき当然のことだと思ふ。先ほどから承りますれば、新大臣と旧大臣の問題について種々ありまして、これらは謹聴しますけれども、それよりも一時も早く被害者を安心せしむるようなくないにすることが、われわれ委員としての当然のことかと思ふのであります。決してたゞいままでの御発言に対して私は云々言うのではなく、そういう問題はじっくりと新大臣に対して、その速急に行かぬでも、私はこの問題をやつてからでも遅くはないじやないかと思ふ。そういう点から参議院にいつときも早くこの法案をまわすようなくないに御審議をくださるようには、——私どもとしては、あの実に深刻なる被害に対して同情の念を禁ずることができない。ことにこの四月、五月とありますけれども、六月に新たに甚大なる被害も出ておるので、こういう点に向つて

委員長の御善処方をお願いしたいと思ふのであります。

○井出委員長 松岡委員に申し上げます。委員長はもちろそのつもりで審議を進めております。先ほど来の麦価問題もこれと重大な関連がある、こういう意味で質問を許しておるわけでございます。ただいま松岡委員の御発言のように、先ほど提案説明を聞きまして三案については、本委員会なるべく本日中にとりまとめて進行をしたいと思ふます。

○足座委員 私がこの問題を重視しておりますことは、凍害被害並びに農業委員会法の一部改正、なかつてこの任期延長案等については、私どもすみやかに審議する用意を持つております。その点については決しておろそかには考えておりませんので、御了解を願つておきたいと思ふ。ただ私は、この際農林大臣に申し上げておきたいことは、この麦価の問題については去る六月十九日、本委員会において与党たる自由党をも含めた決議案が採択をされ、委員長を通じてそれは政府に伝達されておる。すなわちそれは、大臣は新しく御就任になつておられますから、念のために申し上げますならば、「昭和二十八年産麦価に関する決議 政府は昭和二十八年産麦価に関する米価審議会の答申を尊重しこれが各申実現のため最善の努力をなすこと」という自由党をも含めた満場一致の決議案であります。この点をばつきりと胸に置いていたいただきたい。われわれは別にこの麦価の問題を、政局の問題とかからんで、何か審議の延長をはかり、凍害被害の問題を引きずるといふような考えはありません。少くとも農林委員会の満

場一致の決議に対して、新大臣がわれわれ委員会に対して所信を具體的に御発表になる責任があると思ふから、この問題はくだいようですが、あえて追究しておるのです。このただ単に米価審議会の答申尊重という米価審議会に對する問題と、六月十九日の本委員会の満場一致の決議という問題について、農林大臣はどういうふうにお考えになつておられますか、その点の御所信も承つておきたい。

○保利國務大臣 ただいまの御趣意に對しましては、私も十分承知をしておりまして、それをも腹に置きまして検討してあるわけでございますが、重ねて申し上げるようでございますが、ひとつこの問題は今日右の程度で御了承をいただきたいと思ひます。

○井出委員長 川俣清君。川俣委員 大臣の一般的な施策に対する質疑は、いづれあとで十分尽きなければならぬと思ひますが、今問題になつております法案を審議する上からも、麦価の問題をすみやかに決定しておかなければ、これらの法案を十分生かして活用するわけには行かないと思ひますので、先ほどの理事会におきまして、麦価の問題を優先的に大臣に質問することに決定いたしましたのでございまして、従ひまして、この観点から新大臣にお尋ねいたしたのであります。私は、保利農林大臣は今日の国会における情勢も十分把握されて大臣に就任されたものと理解いたしたのであります。しかも同じ吉田内閣でございまして、内田農相のあとを追つて責任をとらるるといたしますならば、政治道徳からいまして、前大臣の責任を背負うのが当然だと思ふのであります。

○川俣委員 大臣の一般的な施策に対する質疑は、いづれあとで十分尽きなければならぬと思ひますが、今問題になつております法案を審議する上からも、麦価の問題をすみやかに決定しておかなければ、これらの法案を十分生かして活用するわけには行かないと思ひますので、先ほどの理事会におきまして、麦価の問題を優先的に大臣に質問することに決定いたしましたのでございまして、従ひまして、この観点から新大臣にお尋ねいたしたのであります。私は、保利農林大臣は今日の国会における情勢も十分把握されて大臣に就任されたものと理解いたしたのであります。しかも同じ吉田内閣でございまして、内田農相のあとを追つて責任をとらるるといたしますならば、政治道徳からいまして、前大臣の責任を背負うのが当然だと思ふのであります。

○保利國務大臣 川俣さんの御意見はごもつともでございますが、実は率直に申し上げまして、麦価問題が相当差迫つて来ておる問題だ、どうきめられるかというところは、議員としても私は

す。従ひまして、前大臣の責任を負えないというふうな考え方でありますならば、おそらく大臣の就任を拒まれたら、おそれるでございまして、そういう意味から、前大臣の意向を十分尊重しながら新農政を行うという御意図につきましては、私もそうあるべきだと思ふのであります。

そこで一つお尋ねいたしたいのですが、大臣に就任にあつて、当然みずからの意思で、今後どうして農政をやるべきかという点から、特に国会開會中でありまして、麦価の問題が問題になつておるといふことは、議員の一人として保利君十分御承知であつたと思ふのです。従ひまして、この問題点をみずから積極的に前農相に意見を聞かれないで御就任になつたとは、政治常識上考えられないのであります。これは最近新しく出て来た代議士でありま

すならば別でありまして、保利君は戦前から出ておられて、山崎農相の秘書官も勤めて、大田大臣はどういう引継ぎをするのかということは十分御承知のことでありまして、従ひまして、ただ内田農相からこれ／＼であつた、はあそうであつたかというふうな引継ぎをされたということはおおよそ考えられない。そこでこの麦価問題については、おそれる保利農相から積極的な引継ぎを求められたものと私は常識的に考えますけれども、私のこの常識が間違つておりますかどうか、大臣に伺いた

い。

○保利國務大臣 川俣さんの御意見はごもつともでございますが、実は率直に申し上げまして、麦価問題が相当差迫つて来ておる問題だ、どうきめられるかというところは、議員としても私は

関心を持つております。しかし大臣がやめられたといふことは、これは私は寝耳に水といひますか、従つてまたお話を受けましたときも、まつたくの不意のことでございます。その就任をお引受けいたしましたときに、麦価の問題はどうなつておるかということ、これははなはだ私の至らざるところでございまして、就任をするにあつて、事前にあるいは前大臣から、あるいは関係の方々から十分お話を伺うという機会はなかつたわけでございます。この点はひとつ御了承をいただきたい。

○井出委員長 川俣委員に申し上げますが、実は先ほど来予算委員会から、ちやうど農林大臣の答弁を願ふ願ふに相なつておる、十一時半という期限を一応切つて来られたのであります。こちらの質問も非常にエキサイトしておつたので、今まで延ばしていただきまして、向うを済ましてもう一ぺんおいでをいただくことにして、ちよつと予算の方へ行つてもらつたらいかであります。

○川俣委員 よろしいです。

○井出委員長 その間先ほどベンディングにある農林委員会の委員の任期延長、あつた問題の少し審議願つて行つたら、こう考えます。

○井出委員長 これより市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案について質疑を行います。

○久保田(農)委員 この案によりまして、七月の成規の任期から六箇月延期するといふことになつてゐるが、六箇月といふのは、何か理論的な理由なり、

具体的な理由なり、いろ／＼あるかと思ふのですがこれをひととお聞かせ願ひたい。

○小倉政府委員 六箇月となつておりますのは、特別理論上といつたほどの意味はございません。ただ七月十九日をもちまして委員の任期が満了になるものにつきましては、あまり著しく延ばすといふことになりまして、選挙によつております制度の本義にもとることになりますし、といひまして、あまり短い期間では、本国会で御審議願ひためにもよくないと思ひますし、また農業期に重なるというやうなこともなおりますといひかと思ひまして、六箇月といつたところが適当じやないか、かように考えた次第であります。

○川俣委員 二、三点お伺ひしたいのです。この法案を出された気持は割合に理解できると思ふのですが、しかしなお真意を確かめておきたいのです。前国会から農業団体の再編成の問題はなか／＼締結が得られないために、農政当局も苦慮されておるようでありまして、従ひまして何らかの便法を考えなければならぬといふことでこの法案を出されたといふ意味は、理解できるものであります。しかしながら問題は、農業委員会と農協との、いわゆる農業団体の再編成の問題につきまして、この国会に出されようといひしておる再編成の方針が、その簡単に議決を得られるとは思われないのでありますけれども、農政当局はどういうふうにお考えになつておられますか。

○小倉政府委員 もちろん私も政府の者といひましては、提案されまして法案が通ることを希望いたしてゐるのであります。万が一通らぬとい

つたやうな場合を仮定して考えますれば、現在の農業委員会法の制度がそのまま存続するといふことになりまして、ただその場合に、この延期の法案が通過したことが一つここに織り込まれるといふことが違つて来るだけでありまして、御趣旨のやうになか／＼この問題がむづかしやうございまして、簡単に結論が出にくいといふたやうなことも推察されましたので、本法案が提出されたのであります。

○川俣委員 政府が大体通る見込みをつけておられますならば、これは法制上の建前でありまして、この改正案の中にこうした規定を入れてもさしつかえないんじやないかと思ふのですが、単独法で出されたといふことは、通る見込みが割合少ないんじやないかといふやうな懸念があつてのことですか。それとも、通るといふ見込みでありますれば、附則にこれを規定してもよろしいと思ふのであります。

○小倉政府委員 これを別の単行法にいたしました理由は、この農業委員会の一部改正法の附則にでもこれを入れますと、一部改正の方が通らなければ任期延長も通らないことになりまして、結果としてまずいことにもなりかねませんので、単行法として独立に出した方が、これを自由に御審議願ひ場合にも最も便宜ではないか、かやうな趣旨であります。

○井出委員 他に御質疑はありますか。——他に御質疑もなければ、これをもちつて質疑は終局することにいたしました御異議ありませんか。

○井出委員 異議なしと呼ぶ者あり。さよう決します。

○井出委員 次に、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に對する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたしまして、これに對する質疑を行います。金子與重郎君。

○金子委員 この法案は、各党合同の凍霜害対策委員会の申合せによりまして、こうした方策をとるといふことがきまりましたので、その大綱において問題は無いのであります。一、二この法案で解決できない面がありますので、その点をお伺ひいたします。

この法案によりまして、貸付の目的が、今度の春の凍霜害による被害農家に對して、肥料の買入れその他の農業資金といふことに条文中書いてあるのではありませんが、各党の合同対策委員会におきましてこの問題が取上げられたときの内容といたしまして、今度の凍霜害における被害による収入減に原因いたしました肥料が買えないとか、あるいは農業に支障を来すといふだけでなく、これと密接な関係のありまところの、かつて農業上借り入れておりました一般農家の農業手形、及び開拓地におきましては、信用基金による借入金金の返済も当然でなくなりまして、この借りかえ資金も今度の融資の對象に含むといふことを、申合せとしておはつたことと承認を得られまして、それからこの法案の出発になつたと思つておるのであります。この点は相当重要な問題でありますので、この際

はつきりと政府の方で見解を明らかにしていただきたいと思いますのであります。

○篠田政府委員 金子さんの御質問の、凍霜害の問題のほかに、過去における農業手形その他の金融の措置といふ問題がありましたが、これはこの際借りかえによつて処置して行く、かういふふうな考へております。

○金子委員 ただいまの答弁の要旨は、この間の五派の合同委員会のとき申合せの通り、政府も、新しく生れる農業資金だけでなしに、旧農業資金を借りたものの返済に充てる分も含むといふことで了承してよろしうございします。

○篠田政府委員 さようでございます。それではその次の問題であります。凍霜害の対策委員会のときには、開拓地の問題が統計上はつきり別々として出ていなくなつたことが一つ、それからその対策が非常に急がれて考究された関係上、今度の風水害にも同じ関連性を持つのであります。この資金融通その他の問題を取上げてみたときに、開拓地が共済の對象になつておらない点、それから開拓農民の経営の基礎が旧農家に比べて全般的に薄弱であること、そういうやうな面を取上げましたときに、開拓地の農民に對する救済といふものは、手及ばしたくも、今の制度の範囲内においては及ばし得ないといふのが現状であります。それと同時に、さいせん申し上げたやうに、風水害のときには、開拓地の問題が一応上りましたけれども、さてこれをどうするかという段階には入らなかつたのでございします。そこで私は今この法案を審議し、決定される前にあたりにまして、政府にお考えおき願ひたいことは、ほかの制度からまつたく恩恵のない、ただ一つ農業資金の融通といふことだけが、開拓地に

残された救済策でありますので、開拓地の基礎的な条件の悪いこと、またさいせん申し上げたやうに、ほかの方法で救済の見込みがない、方法がないといふ特殊性にかんがみまして、利子補給の面で開拓者に対して、もう二分なり二分五厘の利子補給をしてあげる、かういふことをこの法律の中で、しかもこれを行政上の処置として一体できるかできないかといふことが一つ、またする意思があるかないかといふことが一つ、もしそういうことをする意思がないならば、これはどうしてもしていただきたといふことが一つ。もう一つは、法律を改正しないで、行政的措置でできるとするならばそれでよろしいが、できないならば、できるやうにこの際一部法律を改正したらどうか、これは意見になります。それに対する政府の見解をお聞きしたいと思ひます。

○篠田政府委員 開拓者の問題は、先般も委員会において申し上げましたやうに、開拓者資金は、農業資金の六分五厘よりもさらに安く、三分六厘五毛といふやうに、非常に利子が安くなつておるわけでありまして、これをもちつて充てるつもりであります。ただいまおつしやいましたやうに、この法案の中にも別に開拓者を除くといふやうにはなつておりませんので、もしこのわくの中でできないならば、あなたのおつしやるやうに考へて行きたいと思ひますが、原則といたしましては、今申し上げたやうに、三分六厘五毛の開拓者資金によつてまかなつて行きたいと思ひます。

○金子委員 三分六厘五毛というのは、一休どの法律による貸付金であるか。そ

の点はちよつと私達うように思ふので
すが。

○**藤田政府委員** ここに法文を持つて
おりませんが、開拓者資金融通特別会
計法になつておると思ひます。

○**金子委員** 開拓者基金によるところ
の通常の貸付とは別のものであります
か。

○**藤田政府委員** それは基金ではなく
て、政府の資金であります。

○**金子委員** その金が今度の災害によ
る損害の報告によつて、いわゆる一般
農家の今度の災害の結果借入れ申込み
が出て来て、一応二十億というわくが
出たのであります。それと同じ意味
において災害地から申入れがあつたと
きに、そのわくを今度のきようやる法
律にかゝるべき資金より出し得るわく
があるかどうか。それがなければ何に
もなりません。これは非常に重要な問
題でありますから、そうだとすれば、
開拓者は今度の資金は借りない。
そして別にあなたの説明した開拓者
の別な金融のわくをこれに充てる、こ
れと同じ性格のものに充てるというふ
うに、開拓者方面の資金要求に大きく
方向をかえなければなりませんので、
この問題は相当重要な問題であります
から、見解を明らかにしてもらいたい
と思ひます。

○**藤田政府委員** このわくの問題であ
りますけれども、もし今のわくで足り
ない場合には、特にそのわくを拡充す
るようにならねばならぬと考へて
おります。

○**金子委員** これはきよう初めてお伺
いしましたが、今までの方針と大分か
わつておりますから、開拓者に関する
限りは、開拓者はおそらくこの金は必

要でないということになつて、開拓者
の方から今度災害の當農資金として要
求されるものは三分六厘の金を要望す
るということに当然なりますから、そ
れに対して政府は責任をもつて、この
二十億と同じような性格を持つて、こ
のふやうなことが言明できますか。

○**藤田政府委員** 多少言葉が足りな
かつたやうであります。開拓者の救済
も実は二十億のわくの中に入つてお
るわけでありまして。そういうわけであ
りますから、二十億のわくの中におい
ても足りない場合には、このほかに開
拓者に限つて利子補給の意味で考へな
ければならぬというふうに考へてお
ります。

○**金子委員** それでは私がきつてから
言うことにもどつてしまふ。結局開拓
者の當農資金といふものがこの中に入
つておるとすれば、ほかの信用基金で
あるとか、その他の開拓者に対する金
融措置が講じられないという立場で行
くならば、今度の二十億のわく内で別
途に利子補給の道を考へられたらどう
かということをお願いしておるので
す。

○**藤田政府委員** 二十億のわくの中
にもろろ開拓者も入つておるのですけ
れども、この二十億といふものは、御
承知の通り期間も非常に短かいし、利
子も六分五厘ということになつてお
るわけでありまして、それを期間も長
い、利子も安い開拓者資金の融通をい
たしまして、一方において利子補給、
一方においてそれを長期に延ばすとい
うふうに考へております。

○**金子委員** ちよつとくどいようです
けれど、非常に大切なことでありま
すし、開拓者としては、どつちの資金
を申し込むかという限界になります
から、この点だけは政府はつきりし
ていただきたい。この二十億の金を申
し込まなければならぬのか。それと
もあなたの方で三分六厘の開拓者特別
融通資金を出して、それに申し込ませ
るということになるのか、これは大き
な問題です。當つて来る問題です。か
ら、はつきりしていただきたいと思
ひます。

○**藤田政府委員** はつきりしておきま
すが、この二十億のわくの中で申し込
んでもらひまして、それを開拓者資金
の融通によりまして利子補給をし、か
つそれを長期に延ばすというふうに考
へております。

○**金子委員** この問題は、わくが非常
に問題になつて来るのですが、どうい
うことなんでしょうか、こんがらがつて
くわからぬのですが、二十億を新し
い資金の、わくに入れるというなら
ば、ほかの方のわくは絶対ふえないと
いうことになりませんか……。

○**藤田政府委員** この二十億のわくで
やりまして、それでも開拓者の救済が
できないという場合には別に考へした
い、こういうふうに考へます。

○**金子委員** それではこの問題は、二
十億の中で、一応救済のための當農資
金として、一般農家と同じようなわく
の中に開拓者の申込みを受けること
になる。そうなりますと、開拓者に対す
る金利に対してもう少し考慮したらど
うか。それは予算措置からいつても大
した金額ではないから、考慮したらど
うかという私の意見なんです。それに
対して政府はどういうふうにお考へに
なりますか。

○**藤田政府委員** でありますから、た

だいま申し上げましたように、この二
十億のわくの中で救済をするわけであ
りますが、そういったとこの利率
の問題につきまして、このわくが高
い。そこでそれは開拓者資金というも
のを融通いたしまして、その利子の差
額を補給する、こういうわけでありま
す。要するに六分五厘と三分六厘のそ
れぞれ差がありますから……。

○**井出委員長** 松岡俊三君。

○**松岡(俊)委員** ここにはつきりと
「昭和二十八年四月及び五月における
凍霜害の被害」と出てます。これは前
回申し上げた通り、その後につづいたの
が全国にわたる山形県のかいから
虫の被害です。これは四月、五月じや
なく、六月に出て来た、あとの分で
す。これだけはこの前明快な答弁は得
てますけれども、もしもこの中に入つ
ておるとすれば、この予算をこの方面
に少し流すということになつてはたい
へんなことだと思ふのであります。そ
の点について……今のようにこれは四
月五月とはつきり出てますから、この
ほかの今のかいから虫の被害を、どの
ような予算措置でもつて対処するかと
いうことだけは明確にしたいと思ひま
す。そのほかの融資
のことはわかりませんが、その点
を明らかにしたいと思ひます。

○**藤田政府委員** 金子さんのおつしや
つたことに答へるのですが、どうも不
なれでありまして、こまかい規則は実
際知らないのです。そこで今いろいろ
説明を聞いてお答えしたのであります
けれども、多少とも私の、質問に対
する態度が違つておつたやうでありま
す。従つて答へもどうも少し合はな
かつた点があると思ひますので、今農地

局長が見えましてから農地局長から説
明いたすことにいたしますから、御了
承願いたします。

○**井出委員長** 今松岡委員の御質問が
あつたのですが……。

○**小倉政府委員** 今のかいから虫の件
でございしますが、これはこの法案によ
りますと當農資金の対象とはなしがた
いと思ひます。ただこれが共済保険の
対象になるかどうかという点につきま
しては、ただいま養蚕技術の点から検
討を加えておりますので、近く結論が
得られると思ひます。そして私どもの
意見では、これは蚕糸の技術関係の規
定によりまして処置したい、こう
いうふうに考へております。

○**平川政府委員** 開拓者に対する資金
融通の問題であります。二十億の一
般の分は、その中において、一般の利
子で貸付をするということになつてお
ります。開拓者資金融通の方は、これ
は法律の建前上入植後の當農施設に對
する貸付と、さらに若干の中期の家畜
等に対する貸付ということになつてお
りまして、これを開拓者の凍霜害等に
対してこういう種類の貸付をすることに
は、会計検査の関係等からいたしまし
ても違反になりますので、直接にその
方に出すわけには参らないのでありま
す。ただ開拓者のそういう損害を受け
ました人々に対して、中期の當農資金
を貸し付けるといふ割当の際におい
て十分考慮いたしまして、實際問題と
してそういうところに相当の資金が行
くようにならねばならぬ、か
ように考へております。

○**金子委員** 私はそういう考へ方がほ
んどだと思つたからこういう質問を
したので。なぜならば、今の開拓者

に対する特殊な金融というものと、もう一つは信用基金によるところの資金、平時における営農資金、いわゆる農手に相当するものですが、この二つのルートというものは、そう簡単に原則としてこわせない。だから災害という特殊な場合における資金というものはあくまでも特殊な形にして、常時の二つの資金の返済と貸付というものの対しては、大きな差を設けをしないう方が、国家のためにも、開拓者のためにもいいじゃないか。さてそうなつて来ると開拓者に対してはほかの条件もないし、またあの営農の基礎も薄弱な特異性からかんがみて、予算的な金額は幾らでもないから、これは何とか今度の二十億のうち、開拓者から申込みがあり、それに貸し付けの分に対しては、利子補給に対して考慮することがいいことじゃないか。またそれをこの法律で考慮できるか。今度の予算は一応二十億と限つておられますけれども、これには差は入つておりませんから、当然差を含めて参りますと、今度の風水害と同じような立場において、この予算は相当考慮しなくてはならぬ問題が出て来ることを考えたときに、この利子補給問題を開拓者に対して考えたかどうか、こういうことなのであります。

ものであります。従つてこの割当等の際にその災害地等に対しては考慮をして、その資金融通の方の割当がよいに行かうに実際上いたせば、それで金にしろはしないわけでありまして、ある程度の補いがつくじやないか、かように考えております。

○金子委員 最後に。大蔵省はおしうとさまたないものですから、一々大蔵省に伺わなければここで答弁できないかもしれないが、それに対してわれ／＼も努力しますが、あなた方もそれに対して、その趣旨を了として努力するお考えかどうか、その点を聞きます。

○平川政府委員 その点については大蔵省としての立場もありまして、その方の立場も了承できるような形を私の方でくふうしたいと考えております。さらに根本の問題として、こういう開拓者に対する災害がしばしば起りますので、こういう場合にお話のような点がある程度制度化することも必要じやないかと、これも考えておるわけでありまして。

○古屋(貞)委員 私はこの前質問を次官にもしたのその点なんです。今金子君が言つてゐるのは、開拓農民であつて、共済組合に加盟してゐない者は、今回の補助やその他の共済保護が非常に不足してゐるので、この点政府は特別な措置をとつて援助するかどうかという質問をいたしましたらば、政務次官はそれはさうやう、こういうことがあつたものですから、そこで金子君の言つてゐるのと同じように、政府は十分に考えてこれを補助するような対策を講ずるか、謙ぜないかというところが前提なんです。従いまして金子さんの質問は、誘ひをかけてこうしたらどうかというのを言つておるわけですが、それを要する事務的な答弁ばかりしてありますけれども、政府ははたしてそういう特段な考えを持つて援助するかどうか、しからは具体的なにはどうかという質問なんです。これを政務次官に承りたい。

○篠田政府委員 今率直に言えば、大蔵省との関係の折衝があるわけでありまして、そこでわれ／＼としては、十分にさういふふうにしたという考えを持つて努力中でございます。極力努力いたしますから、その程度で御了承願ひたいと思ひます。いかがでしようか。

○金子委員 平川君のその考え方は違ふのです。さういふふうには考へべきものでない。たとえば災害を受けた開拓者と受けない開拓者がある。それであるの、前の低利資金というものは、災害を受けたからよけい借りる、受けなから少く借りるという性格の金じやないのです。でありますから災害は災害として考えるならば、この際一般農家に対して五分の補給をする場合に、開拓者に対して率を上げて補給するやうな考慮をしなくてはならぬことなんです。これは、あの相談のときに開拓者の問題があとからあつたので、このときの相談には就つておらなかつたのであります。これは予算的にもあつたことではありますので、これを考慮したらどうか。

○平川政府委員 これは開拓者の特殊事情もいろいろあるわけでありまして、けれども、やはり財政法の関係もございまして、この利子補給につきまして差を設けるということについては、大蔵省の了解もまだ得られない状態でありまして、さしあたり現行制度の運用で行ける部分ではできるだけやりたいといふことを申し上げたわけでありまして、本格的に申せばお話のようなことになると思ひます。これについてはいまだ大蔵省の了解を得られるようなことになつておりませんということをし上げたのであります。

○古屋(貞)委員 今度の政務次官の答弁は、一つはとにかく一番経済的に弱い、しかも新しい農民の開拓者が、今申し上げたような共済保険にも入つてゐない。ただ普通の農民と同じような援助を受けたのは立ち上れない。しかも最近の状況は、農地課長もいらつしやいます、ほとんど農地を離れて、ほかに転職するやうな人が非常に多くなつて来ている。これでは増産ができません。せつかくこれを増産せしめたり、そこに落ちつかせて、ほんとうの農民にしようといふ努力と、愛情があらまするならば、これは二十億の補助でもけつこうです。やれる範囲で特段な補助を講じてやつていただきます。それがわれ／＼の要求なんです。しからはそれは単なる、大蔵省に折衝して努力するといふやうなことではなくて、もつとほかに具体的方法があるかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○篠田政府委員 もう御趣旨まことにござつともあります。私も身にしみて感じております。そういう意味合いにおきまして、農林省だけでなか／＼まともなところではありませんから、ひとつ相手もあるのではありませんから、一生懸命努力したいと思ひます。

○松山委員 政府にお尋ねしたいのですが、営農資金の利子でございます、六分五厘以内の金利ということに相なつております。五分を国と県が補助するといふことになるのであります。大体一割一分五厘といふことに農林中金の利子があるのではありませんが、市中銀行は大体八分くらい利子でございまして、といひますと、農林中金の方が非常に高いといふことになるのでございまして、国と県で補助をいたしますと、市中銀行でしたら、三分を本人が出せばいいといふことに相なるわけでございます。ところが農林中金の方になりますと、六分五厘を被害農民が出さなければいけないといふことになるのであります。どうもそこあたりのりくつがちよつと了解できないのでございまして、農林中金等の利子をも少し引下げる、特に凍霜害の問題につきましては、引下げるというわけには参らぬものでありますか。その点をお聞かせ願ひたい。

○小倉政府委員 農林中金の利子は一割でございますが、信連、単協を通じておる次第であります。もちろんこれは市中銀行に比べまして高いという問題はございまして、中金の自己出資と申しますか、中金の金に依存いたしまして、それに利子補給をするといふことが建前になつておりますので、農林中金の一割といふものを基準にいたしまして、利子補給がございまして、農家の出す金は六分五厘といふことになるわけでありまして。

○平川政府委員 この利子補給につきましては、一般の二十億の資金に対する利子補給の一般原則でございまして、行かざるを得ないといふふうには考へております。ただ一方に低利の資金融通の場合が限定されております。たとえば中期の資金にいたしまして、これはその対象である開拓者が借り受け得る

○松山委員 利子は国と府県または市町村で五分負担するといふことになるわけでございますが、さういたしまして、中金あるいは信連その他協同組合

○松山委員 政府にお尋ねしたいのですが、営農資金の利子でございます、六分五厘以内の金利ということに相なつております。五分を国と県が補助するといふことになるのであります。大体一割一分五厘といふことに農林中金の利子があるのではありませんが、市中銀行は大体八分くらい利子でございまして、といひますと、農林中金の方が非常に高いといふことになるのでございまして、国と県で補助をいたしますと、市中銀行でしたら、三分を本人が出せばいいといふことに相なるわけでございます。ところが農林中金の方になりますと、六分五厘を被害農民が出さなければいけないといふことになるのであります。どうもそこあたりのりくつがちよつと了解できないのでございまして、農林中金等の利子をも少し引下げる、特に凍霜害の問題につきましては、引下げるというわけには参らぬものでありますか。その点をお聞かせ願ひたい。

○小倉政府委員 農林中金の利子は一割でございますが、信連、単協を通じておる次第であります。もちろんこれは市中銀行に比べまして高いという問題はございまして、中金の自己出資と申しますか、中金の金に依存いたしまして、それに利子補給をするといふことが建前になつておりますので、農林中金の一割といふものを基準にいたしまして、利子補給がございまして、農家の出す金は六分五厘といふことになるわけでありまして。

○松山委員 利子は国と府県または市町村で五分負担するといふことになるわけでございますが、さういたしまして、中金あるいは信連その他協同組合

等の利息はここに書いてありますように、六分五厘以内ということになります。市中銀行から比べて非常に高いことになるわけでございます。せめて凍結害につきましては、市中銀行並に利子を引下げるわけに参らないものか伺いたい。

○小倉政府委員 お話のごとく中金の金利を下げるということは、農民のプラスであることは申すまでもないのではありませんが、ただいま中金の資金のコースはおそらく一分くらいになつていると思ひます。普通の貸出しといひますと、一割をちよつと越えていゝわけでありまして、それを一割に勉強してゐるという關係でございます。なお金利体系全体をにらんでの金利引下げという点もございまして、これは中金の資金と申しまして、農家の金が単協、信連を通じて上つて来る分と、それから農林債券を發行しますその金とで中金の資金ができておりますので、急に現在の金利を下げるということもなか／＼むづかしいと思ひますけれども、御趣旨のほどはわれ／＼ももつともだと存じますので、努力いたしたいと思ひます。

○松山委員 一般の市中銀行に比しまして中金の方が高くなつておりますが、さればといつて特定の市中銀行から借りまして、個人々々でございまして、いやがつてなか／＼貸さない。従いまして凍結害のような場合は特別の場合でありますから、何とか一般市中銀行並の利子に引下げてもらうというふうな交渉をしていただきたいと思ひます。

○平野(三)委員 議事進行について

て……。本日午後一時から農業共済に關する小委員会が開かれることになつておりますし、なお質疑が終了しないようでありまして、先ほど農業委員会の委員の任期延長に關する法律案の質疑が打切られたのであります。この両法案の質疑は次会に續行することにして、時間の關係もあるので、任期延長の法案に關する審議を進められんことをお願いいたします。

○井出委員長 ただいまの平野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○井出委員長 それではこれより市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に關する法律案につきまして、討論を省略し採決に入りたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○井出委員長 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○井出委員長 起立議員、よつて本案は可決すべきものと決しました。なお本案に關する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○久保田(豊)委員 ただいまの凍結害に對する開拓者の件ですが、これではどうにも實際にまわらない。というのは県の信連や普通の協同組合は開拓者に金を貸さない。事実なか／＼まわつてはおられない。私は中央の農林金庫からこのわくの中に特別の措置をとり、なお利子その他についてもはつきりした措置を中央で確保してやらないう限り、ほんとうに困つてゐる開拓者には金は行かないので、そういう点をはつきり出して、形式はどういう形にするかというところは別問題ですが、この点が解決されない限り、開拓者に対してはこの凍結害に對する救済の資金は行かないと思ひます。現に今までの政府の答弁ではどうにもならない。この点ををはつきり出さない限りこれは非常に困難だ。これに對する政府の回答なりあるいは農林委員会としてこれに對してどういう回答をするかということが大事だと考えます。

○小倉政府委員 ただいまのお尋ねでございまして、資金のわくを別々にするということとは、今回の法案の建前から行きますと不可能ではございません。しかし一応おわけしましたにいたしまして、事情におきまして単協が貸し付ける場合に、開拓者の方につきましても資金の融通を締めるということとはこれはあり得ることでございます。もつとも今回は三割の損失補償がついておきますので、そういう趣旨も十分この系統の金融機関に浸透させまして、この資金につきましてもやり方につきましては、開拓者に対しての不便をかけるまいよう努力をいたしたい、かように考えております。

○久保田(豊)委員 今の三割の損失補償ですが、町村では開拓用地に對して三割の損失補償ということとは實際問題として困難だと思ひます。県等において代表的にやれば別ですが、これとてもある程度の議論があります。従つて別個のわくをつくつて別個の措置をもう少しとらないと、この金は流れて行かない。この点に對する具体的な政府の考案があるかどうか。

○小倉政府委員 損失補償の点でございまして、これは法案には府県と市町村を同列に並べて書いてございまして、わ／＼の趣旨とするところは、損失補償は国と県でやつて行く。県がやりましてもつきまして国が助成をするということと考えております。ただ災害地によりましては、災害地の府県の実情によりまして、町村に損失補償をして行く方が適當ではないかということも多少考えられますので、法制には市町村ということも載つておりますけれども、趣旨としては府県が損失補償をいたすということを考へておりますので、村の当局ないし協同組合ができるだけ開拓者に必要な資金が流れるように努めたい、かように考えます。

○久保田(豊)委員 そうすると政府としては一応行政措置として、できるだけ開拓者に対して金が流れるようにする。別わ／＼を設けて特殊の措置を講ずる意思はない、こういうわけですか。小倉政府委員 ただいま御審議願ひております法案に關する限りはさういふことになるかと思ひます。なお開拓者資金全般の問題につきましては、抜本的と申しますか、こういう災害に對する措置については別途考案の要があるのではない、かように思ひます。

○井出委員長 残余の質疑は次会に延期し、明日午後一時より委員会を開き審議を續行いたします。

○井出委員長 この際お諮りいたします

す。木村文男君より農業共済制度に關する小委員を辭任したいとの申出があります。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○井出委員長 御異議なしと認めます。なおただいまの辭任に伴う補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○井出委員長 異議なしと認めます。よつて網島正興君を農業共済制度に關する小委員に指名いたします。本日はこれにて散會いたします。午後零時三十六分散會

〔參照〕
市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕